

# 第1章

---

## 計画策定の趣旨

**1 計画の目的**

**2 計画の性格**

**3 計画の期間**



# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画の目的

核家族化や就業形態の多様化、地域におけるつながりの希薄化等、子育てを取り巻く環境は厳しくなっており、その結果、子育てに対する不安や負担が増大しています。また、結婚や子どもを持つことに対する意識や価値観の変化などもあり、近年急速に少子化が進行しています。

こうした少子化の急速な進行は、社会保障制度等における現役世代の負担の増大のほか、地域社会の活力低下や若年労働力の減少など、本県の持続的な発展を揺るがすだけでなく、子ども同士の触れ合う機会が減少することによる自主性や社会性の低下など、子どもの健やかな成長にも深刻な影響を及ぼします。

このため、本県では、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」（平成15年7月16日法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく「次世代育成支援行動計画」として、「えひめ・未来・子育てプラン」（前期計画：平成17年度～21年度、後期計画：平成22年度～平成26年度）を策定し、次代の社会を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つことを総合的に支援するための諸施策を積極的に展開してきたところです。

こうした取組みにより、本県の合計特殊出生率は、過去最低であった平成16年の1.33から平成25年には1.52まで上昇したものの、晩婚化・晩産化の進行や若者の県外流出などの影響により出生数は減少傾向が続き、今後も減少することが懸念されています。

少子化に歯止めをかけるためには、これまでの成果や新たな課題を検証するとともに、本県の実情に即した効果的かつ実効性のある対策を講じるなどの取組みを更に強化していく必要があります。このため、本県では、未婚化・晩婚化・晩産化対策として未婚の男女への出会いの場の提供をはじめ、結婚支援の強化に引き続き取り組むほか、妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」を総合的に推進することとしています。

本計画は、こうした本県の状況だけでなく、少子化対策への抜本的な取組み強化を打ち出した国の状況なども踏まえながら、「結婚を希望する人が結婚でき、子どもを持ちたい人が安心して生み育てることができる愛媛づくり」をテーマとして、本県で結婚したいと希望する人が結婚でき、子どもを持ちたい人が安心して生み育てることができ、また、生まれてきた子どもたちが心身ともに健やかに成長することができるための取組みを、市町をはじめ子育て支援団体、企業等と一体となって着実に実行していくことを目的として策定するものです。

## 2 計画の性格

- (1) 本計画は、次の性格を併せ持つものです。
- ① 次世代法第9条に基づく本県が策定する次世代育成支援対策の実施に関する総

合的な計画

- ② 愛媛県少子化対策推進条例（平成 26 年 10 月 17 日条例第 47 号）第 8 条に基づく本県の少子化対策の推進に関する基本的な計画
  - ③ 子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）第 62 条に基づく愛媛県子ども・子育て支援事業支援計画
  - ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年 7 月 1 日法律第 129 号）第 12 条に基づく愛媛県自立促進計画
  - ⑤ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年 6 月 26 日法律第 64 号）第 9 条に基づく愛媛県子どもの貧困対策計画
  - ⑥ 「健やか親子 21（第 2 次）」及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健計画について」（平成 26 年 6 月 17 日付け雇児発 0617 第 1 号）に基づく愛媛県母子保健計画
- (2) 本計画は、目的達成のための集中的・計画的な取組みを促進するために策定する行動計画として、具体的な施策と目標数値を明らかにしており、実施計画としての側面を強く表した計画です。
- (3) 本計画は、第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」をはじめ、他の県計画と整合を持たせた計画です。
- (4) 本計画は、「児童の権利に関する条約（平成 6 年 4 月 22 日批准）」締約国の自治体として、また、「児童憲章（昭和 26 年 5 月 5 日制定）」を尊ぶ自治体として、これらを念頭に置いて作成した計画です。

### 3 計画の期間

- 本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の計画です。
- 計画期間内であっても、今後の社会情勢等の変化に伴い、適切な計画の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行います。

